

# 建物等事後調査業務委託 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

この特記仕様書は、山梨県県土整備部が規定している設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）を補完する特記仕様書で、建物等事後調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、請負契約書、地盤変動影響調査算定要領（国土交通省）（以下「調査要領」という。）等の基準・要領関連及び本特記仕様書によることとし、その他必要と認められる事項については、発注者（以下「甲」とする。）と受注者（以下「乙」とする。）が協議し決定することとする。

### 第2条 業務の目的

本業務は甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う都市計画道路宝二丁目北新線の築造工事実施後に、工事箇所周辺の建物等に対し調査要領に基づいた建物等事後調査を行い、工事後の建物等の状況について調査書等を作成することを目的とする。

### 第3条 機密の保持

「乙」は、本業務に関する全ての事項について機密の保持を厳守し、転用してはならない。

### 第4条 疑義

本特記仕様書及び各共通仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた際には、「甲」と「乙」が協議し、「甲」の指示を受けるものとする。

### 第5条 履行期間

履行期間は、契約書に基づくものとする。

なお、上記期間内において、「甲」の指示に基づき、適宜資料の作成、提出を行うものとする。

### 第6条 作業遂行に必要な図書の貸与等

受託者は、本業務遂行のために必要な図書については、「甲」より貸与を受けるものとする。

<貸与資料>

1. 平成25年度 甲府駅周辺土地区画整理事業に伴う物件他事前調査業務委託
2. 平成31年度 建物等事前調査業務委託

### 第7条 報告の義務

「乙」は、協議及び打合せ等の内容を記録簿として業務打合簿により提出すること。

なお、「乙」は損傷箇所について「補償の必要性の有無」及び「概算金額」について令和4年10月31日までに業務打合簿により提出すること。

## 第8条 損害賠償

「乙」は、本業務履行中に第三者より受けた、又は与えた損害については、「乙」の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて「乙」が負担するものとする。

## 第9条 秘密の保持

「乙」は、本業務中に知り得た事項及び内容全般について、「甲」の許可なく漏洩してはならない。

## 第10条 瑕疵等

「乙」は、「乙」の瑕疵等に起因する修正・訂正箇所等が判明した場合については、「甲」の指示に従い、その後の対応について速やかに行うこととする。またその費用についても「乙」の負担とする。

## 第11条 成果品の帰属

本業務における成果については、すべて「甲」に帰属するものであり、「甲」の承認を受けずに貸与や公表及び複製してはならない。なお、本業務実施以前より、「乙」において権利を有するものについてはその限りではない。

## 第12条 成果品の提出

提出する成果品は、調査要領に基づき作成した調査書および図面とするが、これと異なる場合は監督員と協議するものとする。なお、提出部数は次のとおりとし、電子データのファイル形式については監督員と協議するものとする。

- |               |                             |
|---------------|-----------------------------|
| ① 調査書・図面      | 2部（正本1部 副本1部）               |
| ② 電子データ（CD-R） | 2部（報告書：PDF及びword、excel、sfc） |
| ③ その他資料       | 1式（業務打合簿等その他資料）             |

## 第13条 その他

業務完了後に疑義、修正箇所等が判明した場合については、速やかに「甲」と協議し、その指示に従い実施するものとする。

## 第2章 業務内容

### 第1条 業務内容

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

#### 1. 事後調査（建物等の調査）

調査要領に基づき対象となる建物およびその外構等の損傷箇所の調査を行い、調査書および図面のとりまとめを行う。また、過年度業務委託の調査書および図面をもとに損傷箇所の変化についても調査を行うものとする。

#### 2. 事後調査（工作物の調査）

調査要領に基づき対象となる敷地内の工作物（墓石等）の損傷箇所の調査を行い、調査書および図面のとりまとめを行う。また、過年度業務委託の調査書および図面をもとに損傷箇所の変化についても調査を行うものとする。

#### 3. 算定（建物等の調査）

調査要領に基づき対象となる建物およびその外構等の損傷箇所の事前調査及び事後調査の結果を比較検討し、損傷箇所の変化又は損傷の発生が公共事業に係る工事によるものと認められるものについて、建物等の全部又は一部が損傷し、若しくは損壊することにより、建物等が通常有する機能を損なっているものであるかの検討を行うものとする。

#### 4. 打合せ協議

本業務の実施における打合せ協議は、以下の区切りにおいて行うものとし、回数は3回を基本とするが、必要と判断される場合や「甲」から指示があった場合については、協議の上実施するものとする。また、打合せ記録は「乙」が行い、「甲」に提出するものとする。

①業務着手時（1回）

②中間打合せ（1回）

③業務完了時（1回）